



【 登録条件 】

- ①社会福祉の向上を目的とした活動であること。
- ②営利目的や自助活動ではなく、自主的・公共的・無報酬の活動であること。
- ③宗教的・政治的活動を目的としていないこと。
- ④ボランティアセンターからの活動・行事協力依頼に応じる意志があること。
- ⑤講習会・研修会等に参加するなど、資質向上に積極的であること。
- ⑥会員が5人以上かつ、半数以上が佐倉市民であり、新会員の受入れができること。
- ⑦主たる活動場所が佐倉市内であること。
- ⑧会則を制定していること。
- ⑨独自の財源で運営し、帳簿により会計を適正かつ明確にしていること。

【 登録期間 】

当該年度（4月1日～3月31日）1年間

- ※年度の途中で登録した場合は、登録日より当該年度3月31日まで。
- ※継続登録の場合でも、毎年登録申請が必要です。

【 申請書類 】

- ①ボランティア団体登録申請書
- ②ボランティア活動計画書
- ③予算書
- ④会員名簿
- ⑤会則

※①～④は指定の様式があります。
 （②～④は任意の様式でも可）
 申請場所にて配布またはホームページ
 からダウンロードできます。

【 申請場所 】

- ①佐倉市ボランティアセンター（佐倉市海隣寺町87社会福祉センター2階）
 ★開館時間：8時30分～17時15分 ★休館日：土・日・祝日・年末年始
- ②西部地域福祉センター（佐倉市中志津2-32-4）
 ★開館時間：9時～17時15分 ★休館日：月曜（祝日の場合は翌日）・年末年始
- ③南部地域福祉センター（佐倉市大篠塚1587）
 ★開館時間：9時～17時15分 ★休館日：月曜（祝日の場合は翌日）・年末年始

【 その他 】

- *登録後、ボランティア活動保険に加入することができます。
 （詳細は「ボランティア活動保険のてびき」をご覧ください。）
- *当該年度終了後、活動報告及び決算書を提出いただきます。
- *登録内容に変更がある場合にはボランティアセンターまでご連絡ください。

【お問合せ】

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 **佐倉市ボランティアセンター**
 〒285-0013 佐倉市海隣寺町87社会福祉センター2階



- ◆電話：043-484-6198 ◆FAX：043-486-2518
- ◆メール：vc@sakurashakyo.or.jp ◆ホームページ：http://www.sakurashakyo.or.jp